無差別 法律の施行状況に関する報告 大量殺 人行為を行った団体の規制に関する

平成二十五年 一月三十一日まで平成二十五年 一月 一日から

無差 別 大量 殺 人行為を行 った団 体 上の規制 に関する法律 \bigcirc 施 行状況に 関する 報告

無差別大量殺人行為を行った団体の 規制に関する法律 (平成十一年法律第百四十七号)第三十一条の規定

に基づき、 平 成二十五年一 月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況を左記のとおり

報告いたします。

記

観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

公安審 査委員会は、平成十二年一月二十八日、 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 以

下 団 体 規 制 法 とい 、 う。) 第五 条第 項の 規 定に基づき、 麻 原 彰晃こと松 [本智: 津 : 夫を: 教 祖 創 始 者と

するオウ ム真 理 教 の教義を広め、 これを実現することを目的とし、 同 人が主宰し、 同 人及び 同 教 義 に 、従う

者によって構成される団体」(以下「当該団体」という。)について、三年間 の観察処分 (公安調 査 一
庁
長

官 \mathcal{O} 観 察に付する処分をいう。 以下同じ。)を行う決定を行った。 さらに、 同 条 第四 項 \mathcal{O} 規定 に基づき、

平 成 十五 年一月二十三日、 平成十八年一月二十三日、 平成二十一年一月二十三日及び平成二十四年一月二

十三日、それぞれ観察処分の期間を更新する決定を行った。

一観察処分の実施等

1 観察処分に基づく調査等

公安 調 査庁 長官は、 当該 寸 体に対する平成二十四年一月二十三日付け公安審査委員会決定によりその

期 間 が 更新 され た観 察 処 分 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} ため、 寸 体 規 制 法 第七 条第 項 \hat{O} 規 定に 基づき、 公安 調 查 官 12 必 要

な 調 査 をさせたことに加 え、 同 条第二項 0) 規定に 基づき、 平成二十五年中、 合計 十八回に わ た り、 当 該

寸 体 が 所有して 又は管理する土地又は建物 延べ二十三箇所(実数二十一箇所)に公安調査官を立ち入らせ、

設備、

帳

簿書

類

べその

他

必要な物件

:を検:

査させた

(別

表の

参照)。

関 係 都 道 府 県 警察 は 公安調 査 一官に、 よる立 入検・ 査 12 際 Ļ 立入先周 辺 の警 ī戒警備· を実施 た。

公安 調 査庁 長官は、 寸 体 規 制 法 第五条第五項に お いて準 用する同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づ き、 平 -成二十

五. 年中、 三月ごと四 回に わたり、 当 該 団体 か ら、 当該 団体 - の役職! 員及び構成員 の氏 名及び住 所、 当該 団

体 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} 用 に 供され てい る土 地 及び 建 物 \mathcal{O} 所 在 及び 用 途 当該 寸 体 \mathcal{O} 資 産、 当 該 寸 体 \mathcal{O} 収 益事 業 0 概

要、 各 事 業 に 関 す る会計 帳 . 簿を: 備 え置 1 7 1 る場 所 等 \mathcal{O} 事 項 E 0 7 て 報告を受けた。

公安調 査庁長官は、 団体 :規制法第五条第六項の規定に基づき、 これらの報告内容を警察庁長官に通報

した。

2 調査結果の提供

公安調査庁 長官は、 団体規制法第三十二条の規定に基づき、 関係地方公共団体の長の請求を受け、 平

成二十五年中、 合計三十四 回に わ たり、 延べ 兀 十五 (実数十八) \mathcal{O} 関 係地 方公共団 体の長に対し、 これ

までの 観察処分に基づく調 査 の結果を提供 ľ た (別表の二参照)。

3 地域住民との意見交換会の実施

公安 調 査庁 は、 当該 寸 体 \mathcal{O} 施設 \mathcal{O} 存する地域に居住する住民 の恐怖感 不安感の軽減に資するため、

平成二十五 年 中、 都 道 府県警察及び 地 方 公共団 体と共に実施 した も の を含め合計四 十八回 に わ たり、 地

域住民との意見交換会を実施した。

4 平成二十一年に更新された観察処分の取消しを求める行政訴訟

当該 寸 体 のうち、 「Aleph」 の名称 を用 1 る集 寸 は 観察処分につい て、 公安審査委員会が平成二十一

年一 月二十三日 にその期間 を更新す る旨 決定 L た 0 に 対 Ĺ 同年 七 月八 月 同 決 定 \mathcal{O} 取 消 を求 め る行

政 訴訟を提起し、 東京地方裁判所は、 平成二十三年十二月八日、 同決定のうち、 団体規制法第五条第五

項に お いて準見 用 する同 条第三項第六号に規定する「公安審査委員会が 特に必要と認める事項」 とし て新

たな報告事項を追加した点については違法であるとして取 り消 した。

玉 は、 第一 審判決における国 \mathcal{O} 敗訴 部分の取消 こしを求り めて控訴 į 平成二十五年一月十六日、 東京高

等裁 判 所は、 同 部分を取 ŋ 消 した上、 同 集団 \mathcal{O} 取 消 請 求 を棄却 した。

れ

に 対

同

集団は、

原判

決に

お

け

る同

集団

0)

敗

訴

部

分の

取

消しを求めて上告及び上告受理申

立て

をしたが、 平成二十五年十一月二十一日に最高裁判所が上告棄却及び上告不受理を決定したため、 原判

決は確定した。

三 当該団体の現状

1 組織の概況

当 該 団体は、 平成二十五年十二月三十一日現在、 国内に信徒約千六百五十人(出家信徒約三百人、 在

家信 徒約千三百五十人)、 ロシア連邦内に信徒約 百六十人を擁 している。 また、 国内に・ 十五 一都道府! 県下

三十二箇所 \mathcal{O} 拠 点施設及び約二十箇所 \mathcal{O} 出家信徒居住 用 施 設、 口 シア連邦内に数箇 所の 拠 点施設 を 確保

している。

なお、 当 該 寸 一体にお 1 ては、 「松本サリン 事件」 及び · 地 下 鉄サリン 事 件 (以 下 「両サリン · 事 件

という。) の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫 (以下「松本」という。) への絶対的 帰 依を明る 宗的

に強調する「Aleph」 の名称を用いる集団と、 観察処分を免れるため、 松本の影響力の 払拭を装いつつ、

松 本 の意思を実現することを目的として組 織 され た ひ か りの 輪 \mathcal{O} 名 称 を用 7 、る集 団 を中心とし してお

り、 両 集団とも、 依然として、 松本及び松本の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としているものと

認められる。

2 活動の概況

(一) 松本の影響力

当 該 寸 体 に おい ては、 従前と同様、 ①松本の写真等を施設内の修行道場の祭壇等に掲げていること、

②松本の生誕祭を開催 を称賛する内 容の D V D していること、③説法会等を定期的に開催し、 を視聴させたり、 松本 0 絶 対 的 帰依 を求り める文言を繰り 信徒に対して、 返 松本の L 唱 和する修行 「偉大性」

や松 本 \dot{O} 延 命 を祈 願 する修行等 に 取 ŋ 組 ませていること、 ④松本の 修 行を特徴 付 けて いた「イニシ 工

シ 日 (秘儀伝授) と 同 種の儀式を実施していることなどが確認されてい . る。

こうしたことから、 当該 寸 体 は、 現 在 に おいても依然として、 松本 · 及び 松本 \mathcal{O} 説くオウ Ĺ 真 理 教 \mathcal{O}

教義 がその存立、 運営 \mathcal{O} 基盤 をなしていると認めら れ、 松本が、 その活動に絶対的ともい える影響力

を有していると認められる。

(二) 閉鎖的・欺まん的体質等

当 該 寸 体 は 従 前 と同 様 出家信徒を当該 団 体管 理下 \dot{O} 拠点施設等に集団居住させて一般社会と融

和 な 1 独 自の 閉 鎖社会を構築しており、 公安調査官の立 二入検査 一の際には、 出家信徒が、 公安調 査 官

 \mathcal{O} 質 間 に対 して、 「見てのとおり」、「答える義務は ない」などと回答を拒否するとともに、 施設 内の

状 況 を写真等で記録することについて、大声で異議を唱えるとい った非協力的 な行為を繰 り返す

その組織体質は依然として閉鎖的であると認められる。

また、 当該 団体 は、 公安調 査庁長官宛ての報告にお (1 て、 構成員の一部を報告 1せず、 活動に関 はする

意思決定に 0 いても実態 に即 Ċ た内容を報告 していないこと、 対外 的 に は、 両 サ リ ン 事件 に 対す る反

省 謝 罪 を 強 調 L 7 1 る t \mathcal{O} $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 実際 12 は 幹部 信 徒等 が、 両 サ リ ン 事 件 を始 めとする当 該 寸 体 が ľ

Þ 0 起し た 連の事件について、 当該団体の関与を否定する趣旨の発言を行ったり、 被害賠償に っつい

「法的 に賠 「償責任はない」などと説明したりしていることが確認されており、 その 組 織体質 んは依

然として欺まん的であると認められる。

さらに、 幹部信徒が居住する施設に対する立入検査において、 公安調査官、 警察官、 信徒の脱会支

援に 取 ŋ 組 W でい る弁護士等 \mathcal{O} 顔写真十六葉を日本刀を模したナイフ 様の 物で刺 し貫い ていることが

確認 此された ほ か、 幹部信徒らが 調 査活 動 中 の公安調 査官に対する公務執行妨害罪で検挙されるなど、

その組織体質は依然として反社会的であると認められる。

(三) 資金及び信徒獲得に向けた諸活動

当該 寸 体 は 従前 と同 様 般企業に就業する出家信徒の給与等を上納させるとともに、 在家 信徒

カ . ら は 幹部信徒による説法会において参加費や布施を徴収したり、 「集中セミナー」を年末年 始、

五月連休、 夏季及び秋季に実施して高額な布施を徴収したりするなど、 多額の資金を獲得し、 資産を

増加させている。

また、 当 該 寸 体 は、 街 頭や書店にお け `る声 掛 け のほ か、 インターネット上で提供され るソー ヤル

ネット ・ワー キング・ サー Ë スの利用、 大学関連のサークルを装った活動等によって、 青年層を中心

新規信徒を獲得している。

一 立入検査の状況

1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 		五三・		11			回数平成二十五
J	L	- - - - - - - -	1 1 4 1	十四四	+:1	一· 二十八	十 四	三十	月・五日年
水口施設(滋賀県甲賀市水口町)	甲西施設(滋賀県湖南市平松)	5 阪 施 施 設	生野施設(大阪府大阪市生野区新今里)	保木間施設(東京都足立区保木間)	札幌施設(北海道札幌市豊平区美園)	八潮大瀬施設(埼玉県八潮市大字大瀬)	金沢施設(石川県金沢市昌永町)	名古屋施設(愛知県名古屋市中区千代田)	立入検査の場所
公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調查官	公安調查官	公安調查官	公安調查官	公安調查官	公安調査官	立入り人数
十三人	十四人	ー 回 八 人 人	十四人	三十人	十六人	三十二人	十四人	十八人	人数

十四人	公安調査官	福岡施設(福岡県福岡市博多区住吉)	九 : : : : : : : : : : :	十五五
十七人	公安調査官	札幌施設(北海道札幌市豊平区美園)	八・二十九	十四四
十九人	公安調査官	練馬施設(東京都練馬区桜台)	七・十六	十 三
二十二人	公安調査官	北越谷施設(埼玉県越谷市北越谷)	七・四	+ =
十人	公安調査官	福岡福津施設(福岡県福津市花見の里)	六・二十六	+
二十一人	公安調査官	南烏山施設(東京都世田谷区南烏山)	六· 十八	+
十 二 人	公安調査官	豊明施設(愛知県豊明市栄町)		J
十三人	公安調査官	鎌ケ谷施設(千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷)		L
十九人	公安調査官	新保木間施設(東京都足立区保木間)	: : : : :	J
二十五人	公安調査官	足立入谷施設(東京都足立区入谷)	5. - -	l
数数	立入り人数	立入検査の場所	平成二十五年	回数

十八	十七	-	<u>+</u>	回数
+11.	+ +	十 二 十 五	+ • : : + : :	平成二十五年
保木間施設(東京都足立区保木間)	横浜西施設(神奈川県横浜市西区赤門町)	小諸施設(長野県小諸市大字加増)	仙台施設(宮城県仙台市宮城野区東仙台)	立入検査の場所
公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	立入り人数
三十七人	六人	九 人	十二人	人 数

二 調査結果の提供状況

八	七	六	五	<u>D</u>	<u></u>	11	=	_	回数
二 · 二 + 六	11 • 11+11	二. 七	二• 六	1 - 147	- · - -	一 二 十 五	一· 十六	一 · 九	平成二十五年
千葉県鎌ケ谷市長	滋賀県知事	滋賀県甲賀市長	京都府京都市長	滋賀県湖南市長	東京都足立区長	埼玉県知事	愛知県名古屋市長	埼玉県越谷市長	提供先
活動状況に関する調査結果 鎌ケ谷施設、当該団体提出の第五十二回報告書及び当該団体の	に当該団体の活動状況に関する調査結果甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第五十二回報告書並び	に当該団体の活動状況に関する調査結果甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第五十二回報告書並び	する調査結果当該団体提出の第五十二回報告書及び当該団体の活動状況に関	する調査結果当該団体提出の第五十二回報告書及び当該団体の活動状況に関	第五十二回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果保木間施設、新保木間施設及び足立入谷施設、当該団体提出の	査結果び大宮施設並びに当該団体提出の第五十二回報告書に関する調び大宮施設並びに当該団体提出の第五十二回報告書に関する調八潮大瀬施設、八潮伊勢野施設、北越谷施設、越谷大里施設及	活動状況に関する調査結果名古屋施設、当該団体提出の第五十二回報告書及び当該団体の	書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果北越谷施設及び越谷大里施設、当該団体提出の第五十二回報告	提供内容の概要

する調査結果当該団体提出の第五十四回報告書及び当該団体の活動状況に関	埼玉県越谷市長	六· 二+	十六
する調査結果当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の活動状況に関	京都府京都市長	五 · 二 +	十五
する調査結果当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の活動状況に関	滋賀県知事	五 + 五	十四四
する調査結果当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の活動状況に関	滋賀県甲賀市長	四・十九	+ =
動状況に関する調査結果金沢施設、当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の活	石川県金沢市長		
活動状況に関する調査結果名古屋施設、当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の	愛知県名古屋市長	三・二十七	+ =
する調査結果当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の活動状況に関	埼玉県越谷市長		
する調査結果当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体の活動状況に関	愛知県豊明市長	三・二十六	+ -
の活動状況に関する調査結果福岡福津施設、当該団体提出の第五十三回報告書及び当該団体	福岡県福津市長	三・十四	+
甲西施設及び水口施設に関する調査結果	滋賀県湖南市長	=: -	九
提供内容の概要	提 供 先	平成二十五年	回数

北越谷施設に関する調査結果	埼玉県越谷市長	八·二十七	二 十 三
甲西施設及び水口施設に関する調査結果	滋賀県湖南市長	- - -	- - - -
五十五回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査八潮大瀬施設、当該団体提出の第五十三回、第五十四回	埼玉県八潮市長	· - - -	<u>-</u> + -
体の活動状況に関する調査結果 当該団体提出の第五十三回及び第五十四回報告書並びに	滋賀県湖南市長	七・三十	十一
動状況に関する調査結果動状況に関する調査結果豊明施設、当該団体提出の第五十四回報告書及び当該団	愛知県豊明市長	七・二十四	二十
する調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	愛知県名古屋市長	七 • + -	十九九
書に関する調査結果の第五十三回及び第五十四八潮大瀬施設、当該団体提出の第五十三回及び第五十四	埼玉県知事	七•	十八
に当該団体の活動状況に関する調査結果甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第五十四回報告書並	滋賀県甲賀市長	7 - - -	-
に当該団体の活動状況に関する調査結果甲西施設及び水口施設、当該団体提出の第五十四回報告書並	滋賀県知事	· - -	<u> </u>
に当該団体の活動状況に関する調査結果大阪施設及び生野施設、当該団体提出の第五十四回報告	大阪府大阪市長	六 · 二 +	十六
提供内容の概要	提供先	平成二十五年	回数

三十	_ - J	- - L	- - <i>J</i>	<u>-</u> - 	二十七	二十六	二十五	_ _ _ _		回 数
十・二十九	7 - 1 1 7 17	- - - - -	1 - 1111	- - - -	十· 十八	+ + +	十 · 八		· -	平成二十五年
石川県金沢市長	滋賀県知事	愛知県名古屋市長	埼玉県越谷市長	滋賀県甲賀市長	埼玉県知事	東京都知事	京都府京都市長	t 日 名	東京都世田谷玄曼	提 供 先
体の活動状況に関する調査結果当該団体提出の第五十四回及び第五十五回報告書並びに当該団	する調査結果当該団体提出の第五十五回報告書及び当該団体の活動状況に関	する調査結果当該団体提出の第五十五回報告書及び当該団体の活動状況に関	する調査結果当該団体提出の第五十五回報告書及び当該団体の活動状況に関	する調査結果当該団体提出の第五十五回報告書及び当該団体の活動状況に関	及び当該団体提出の第	該団体の活動状況に関する調査結果設及び南烏山施設、当該団体提出の第五十五回報告書並びに当足立入谷施設、保木間施設、新保木間施設、西荻施設、練馬施	する調査結果当該団体提出の第五十五回報告書及び当該団体の活動状況に関	当該団体提出の第五十五回報告書	並びに当該団体の活動状況に関する調査結果南烏山施設、当該団体提出の第五十三回及び第五十四回報告書	提供内容の概要

回 数	平成二十五年	提供先	提供内容の概要
	,	宮城県知事	動状況に関する調査結果仙台施設、当該団体提出の第五十五回報告書及び
= + -	+ - • + =	宮城県仙台市長	動状況に関する調査結果仙台施設、当該団体提出の第五十五回報告書及び
=+:	+11. +	愛知県豊明市長	する調査結果当該団体提出の第五十五回報告書及び当該団体の
		埼玉県越谷市長	する調査結果当該団体提出の第五十六回報告書及び当該団体の活動状況に
= =		愛知県豊明市長	する調査結果当該団体提出の第五十六回報告書及び当該団体の
三十四	十二・二十五	愛知県名古屋市長	する調査結果当該団体提出の第五十六回報告書及び当該団体の

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成十一年法律第百四十七号) (抄)

(国会への報告)

第三十一条 政府は、 毎年一 回 国会に対し、 この法律の施行状況を報告しなければならない。

(観察処分)

第五条 が、 合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、 公安審査委員会は、 その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体 その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められ , る場

当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一

 \equiv 0 事務に従事するものをいう。 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員 以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。 (団体の意思決定に関与し得る者であって、 当該団

部が当該団体の役職員又は構成員であること。

- 兀 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五. 前各号に掲げるものの ほ か、 当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実が ある
- 2 次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。 前項の処分を受けた団体は、 政令で定めるところにより、 当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、
- 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、 住所及び役職名並 びに構成員の氏名及び住所

- 当該 処分が効力を生じた日に おける当該 寸 体の 活 動 の用に供されている土地 \mathcal{O} 所 在 地 積 及び用 途
- 三 当該 処分が効力を生じた日における当該 寸 体の 活動 \mathcal{O} 用 に供されている建物 \mathcal{O} 所 在 規 模 及び 用
- 兀 当該 処 分が効力を生じた日における当該 団体の資産及び負債のうち 政令で定めるもの
- 五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- 3 告しなけ 以下この 前 日 第 までの期間を三月ごとに区分した各期間 項 ń 項において同じ。)ごとに、 の処分を受けた団体は、 ばならない。 政令で定めるところにより、 当該各期間の経過後十五日以内に、 (最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、 当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の 次に掲げる事項を、 公安調査庁長官 その期間とする。 I に 報
- 当該 各 期 間 0 末日における当該団体の役職員の氏名、 住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住 . 所
- 当該各 期 間 0 末日における当該 団体 \mathcal{O} 活 動 0 用 に供されている土地 0 所在、 地積 及び 用途
- 兀 当該 各 期 間 0) 末日における当該団体の 資産及び負債のうち政令で定め いるもの

三

当該

各

期

間

 \mathcal{O}

末日における当該団体

 \mathcal{O}

活

動

0

用に供されている建物

 \mathcal{O}

所

在

規模

及び

用

途

- 五. 当該 各 期 間 中における当該 団体 0) 活 動 に関する事項のうち政令で定めるもの
- 六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- き続き当 公安審査委員会は、 該 寸 体 \mathcal{O} 活 動 状況 第一 を継 項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項 続して明らかにする必要があると認めら れるときは、 0 1 ず ħ かに該当する場合であって、 その 期 間 を更新することが で 引

きる。

- 5 該 第三項 処分が効力を生じた日か Ó 規定 は、 前 項の 5 規定により期間 とあるの は、 が更新された場合につい 期 間 が更新された日から」と読み替えるものとする。 て準用する。 この場合において、 第 項 中 当
- 6 公安調 査庁長官は 第二 項の規定又は第三項 (前 項において準用する場合を含む。 の規定による報告を受けた

ときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(観察処分の取消し)

第六条 要がなくなったと認められるときは、 公安審査委員会は、 前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必 これを取り消さなければならない。

2 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、 公安審査委員会に対し、 前項の規定による当該処分の取消 を促

観察処分の実施)

すことができる。

第七条 公安調査庁長官は、 第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、 公安

調査官に必要な調査をさせることができる。

2 土地又は建物に立ち入らせ、 があると認められるときは、 公安調査庁長官は、 第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要 設備、 公安調査官に、 帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。 同条第一項又は第四項の処分を受けてい 、 る 団 体 が 所有し又は管理する

3 · 4 (略)

(再発防止処分)

第八条 が、 六月を超えない期間を定めて、 第五条第一 公安審査委員会は、 項各号の いずれ その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体 かに該当する場合であって、 次項各号に掲げる処分の全部又は 次の各号 \mathcal{O} 部を行うことができる。 いずれかに該当するときは、 同条第一項又は第 当該団 体 に 対

当該 四項 告がされた場合、 体を傷 当該 団 0) 体 処分を受けている団体について、 害 寸 0 無差 L 体 若 の役職員 別大量 しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。 又は 文は 殺人行為に及ぶ危険性 前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、 構成員が、 寸 体の 同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、 活 \mathcal{O} 動として、 程度を把握することが困難であると認められるときも、 人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、 妨げられ、 若しくは忌避された場合であっ 若しくは 同 虚 様とする。 人の 偽 \mathcal{O} 報

二 当該団 誘 拐し 若 しく 体の役職員 、は誘拐 文は しようとしてい 構成員が、 るとき。 団体の活動として、 人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は 人を

 \equiv 当該 寸 体 \mathcal{O} 役 職 員 文は 構成員が、 団体の活動として、 人を監禁し又は監禁しようとしているとき。

若しくは その 部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いら れ る設備を保有

くは保有しようとしているとき。

兀

当

該

団

体

 \mathcal{O}

役職

員又は

構成員が、

団体の

活

動として、

爆発物、

毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは

銃

砲

五. L てい 当該 るとき又は当該団 団 体の役職員 又は 体 構成員が、 カュ 6 0 脱 退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。 寸 体の活動として、 当該団体に加入することを強要し 若しくは 強要しようと

六 又 へは構 当該 :成員 寸 体 E の役職員 対する指導を行 文は 構成員 い又は行おうとしているとき。 が、 寸 体の活動として、 殺人を明示的に又は暗示的に勧 8 る綱領に従 0 7 袳 職 員

七 当該 寸 体 \mathcal{O} 役 職 員 文は 構成 (員が、 寸 体の 活 動として、 構成 負 0

総数又は

土

地、

建物、

設

備

そ

Ō

他

資

産

を急

激に

増

加

させ

又

は

増加させようとしてい

るとき。

八 前 各号に掲 げるものの ほ か、 当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険 性の増大を防 止 する必要があ るとき。

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

い カン なる名義をもってするかを問わず、 土 地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、 地 域を 特定 して、

又は特定しないで禁止すること。

- 当該団 体が所有し又は管理する特定の土地又は建物 (専ら居住の用に供しているものを除く。) の全部又は
- 部の使用を禁止すること。
- \equiv において、 (以下 当該無差別大量殺人行為に関与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であ 「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。 当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。 こに、 当該団: 体の 活動 0 用に供され てい る土地又は 0 た者 建
- 兀 当該団体に 加入することを強要し、 若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

(処分の請求)

五.

金品その

他

0

財

産上の利益

の贈与を受けることを禁止し、

又は制限すること。

- 第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、 公安調 査庁長官の 請求があっ た場合にのみ行う。 第五条第四 項の処分
- についても、同様とする。
- 2 公安調査庁長官は、 前項の処分を請求しようとするときは、 あらかじめ、 警察庁長官の意見を聴くものとする。
- 3 条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。 警察庁長官は、 必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、 第五条第一項若しくは第四項又は第八

(観察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出)

第十三条 定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。 るとき又はその後において、 公安調査庁長官は、 当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これ 公安審査委員会規則で定めるところにより、 第五条第一項又は第四 項の処分を請 を特

(立入検査等)

第十四 府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。 に必要があると認められるときは、 条 警察庁長官は、 第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の 第五条第一項又は第四項の 処分を受けている団体につい 処分の 請 成水に関 て、 して意見を述べ 相当と認める都道 るため

2 調 帳 職 員に、 前項の 査を行うために特に必要があると認められるときは、 簿書類その 指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長 第五条第 項又は 第四 項の処分を受けている団体が あらかじめ警察庁長官の承認を得て、 所有し 又は管理する土地 (以下「警察本部長」という。 又は建物に立ち入ら 当該都道府県警 は、 しせ、 同 設備 察 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 0

3 警察庁長官は 他 必要な物件を検査させることができる。 前項の 承認をしようとするときは、 あらかじ め、 公安調査庁長官に協議 L なけ れば なら

な

4 略

け

れ

5 警察本部長は、 ばならない 第二項の規定による立入検査をさせたときは、 その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しな

6 警察庁長官は 前項 0 報告を受けたときは、 その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 略

意見聴取 の 通知の方式)

第十七条 め その 期 公安審 日の 七日 査委員会は、 前 まで に、 前 当該 条の 団体に 意見聴取を行うに当たっては、 対 Ļ 次に掲げる事項を通知しなければならない。 あら かじめ、 意見聴取を行う 期 日 及び場所を定

公安調 査 产 長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

- 二 請求の原因となる事実
- 三 意見聴取の期日及び場所
- 2 前 項の 通 知 は、 官報で公示して行う。 この場合においては、 公示した日から七日を経過した時に、 当該 通知 が 当

該団体に到達したものとみなす。

3 当該団 体の 代表者又は主幹者の 住所又は居所が知れているときは、 前項の規定による公示のほか、 これに通 知 書

(公安審査委員会の決定)

を送付しなければならない。

第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当

該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、 次の区分に従い決定をしなければならない。

- 一処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
- 一 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
- 二 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定
- 2 き決定をするように努めなければならない。 公安審査委員会は、第十七条第二項の規定による公示があった日から三十日以内に、 処分の請求に係る事件につ

(決定の通知及び公示)

第二十四条 第二十二条第一項の決定は、 公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 場合には、 前項の通知は、 当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。 公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。 ただし、 当該団体に代理人がある

- 3 第二十二条第一項の決定は、官報で公示しなければならない。
- 4 公安調査庁長官は、 第一項の通知を受けたときは、 その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十五条 第二十二条第一 項の決定は、 次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める時に、 それぞれそ

の効力を生ずる。

- 処分の請求を却下し、 又は棄却する決定 決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時
- 二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十六条 公安調査庁長官は、 第十二条第一 項後段の処分の請求をするときは、 更新の理由となる事実その他 公安

審査委員会規則で定める事項を記載した請求書 (以下この条において「更新請求書」という。) を公安審査委員会

に提出して行わなければならない。

2 (略)

3 公安審査委員会は、 第一項の請求があったときは、 当該団体に対し、 意見陳述の機会を付与しなければならない。

この場合において、意見陳述は、 陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、 前項の 陳述書の提出期限の七日前までに、 当該団体に対し、次ぎに掲げる事項を通知しなけ

ればならない。

更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項

二 更新の理由となる事実

三 陳述書の提出先及び提出期限

5 · 6 (略)

(公安調査官の調査権)

第二十九条 七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。)をすることができる。 公安調査官は、 この法律による規制に関し、 第三条に規定する基準の範囲内において、 必要な調査 (第

(調査結果の提供)

第三十二条 に基づく調査の結果を提供することができる。 該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、 公安調査庁長官は、 関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長から請求があったときは、 第五条の処分 当

(処分取消しの訴え)

第三十五条 法人でない社団又は財団で第二十二条第一項第三号(第二十六条第六項において準用する場合を含 む。)の決定を受けたものは、 その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。